

審査請求書（下水道使用料督促状4）

平成27年11月25日(水)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷由貴



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市造道2丁目8-19 ロイヤルシャトーヴィル102

氏 名 三国谷由貴

年 齢 32歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成27年10月27日付け下水道使用料督促状(平成27年9月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成27年10月28日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

(1) 下水道使用料に係る督促状(以下「督促状」という。)には作成・発送経費が掛かっており、この経費を実費として督促状の発行を受けた下水道使用料滞納者から徴収すべきである。にもかかわらず企業管理者は「青森市下水道条例」には下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないと書かれているから徴収しないと主張している。

(2) 経費が掛かっているにもかかわらず、下水道使用料督促手数料を徴収しないと規定している青森市下水道条例は間違っている。

(3) 間違っている青森市下水道条例に基づく本件督促状の発行は違法であり、取り消されるべきものである。

(4) また、本件督促状の「督促状」と書かれている部分の書き方が不正確である。水道料金には延滞金がつくのかつかないのか判然としない。さらにまた、水道料金について滞納処分を受けるのかどうかについてもハッキリしない。このような不完全な書類は不当である。この点からも、本件督促状は不当であり、取り消されるべきである。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

意見陳述は希望しません。



諮問第10号参考資料

審査請求に係る審査庁である市の見解

1. 本件処分の内容 平成27年9月分の下水道使用料督促処分

2. 審査請求の要旨に対する審査庁である市の見解

審査請求の要旨	審査庁である市の見解
<p>「下水道使用料に係る督促状には作成・発送経費が掛かっており、この経費を実費として督促状の発行を受けた下水道使用料滞納者から徴収すべきであること、経費が掛かっているにもかかわらず、下水道使用料督促手数料を徴収しないと規定している青森市下水道条例は間違っていること、間違っている青森市下水道条例に基づく本件督促状の発行は違法であり、取り消されるべきものである。また、督促状の書き方が不正確であり、水道料金には延滞金がつくのか、水道料金について滞納処分を受けるのかどうかについてもハッキリしないことから、本件督促状は不当であり、取り消されるべきである」との主張について</p>	<p>処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「審査請求人にかかる本件督促状による処分は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則を含め、関係法令等に基づき行った処分であり、違法・不当なものではない」と弁明している。よって、本件処分に至る手続及びその根拠となる関係法令を確認した。</p> <p>まず、下水道使用料の督促に関する事務についてであるが、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定に基づいて企業局長に事務を委任しており、企業局長が本件処分の正当な処分権限を有する者であることは明らかであるものとする。</p> <p>次に、本件処分に関する事務についてであるが、青森市下水道条例第30条の2第1項及び第2項の規定によれば、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならないとされており、また、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定しなければならないとされており、これらの規定のとおり行われていることを確認した。</p> <p>したがって、本件処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものとする。</p> <p>また、審査請求人は、審査請求書の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも審査庁が審査すべき事項に当たらず、審査請求人の主張は採用することができないものとする。</p>

3. 結論

上記2のとおり、本件処分について、審査請求人の主張する違法性は認められないものとする。